

建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針
に係る意見募集について

平成24年4月17日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課

建築物等の解体等の作業については、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に基づき、石綿の有無等を調査する事前調査を行った上で、石綿があった場合には、同令に基づき、石綿の飛散及びばく露の防止対策を講ずることが義務付けられています。

今般、上記の事前調査並びに石綿の飛散及び労働者の石綿へのばく露の防止対策の徹底について、技術的な措置等に関する留意事項を指針として示すこととします。

つきましては、別添の概要に関して下記のとおり御意見を募集いたしますので、御意見がある場合には、下記により御提出ください。

記

1 意見公募期間

平成24年4月17日（火）から平成24年5月1日（火）まで（必着）

2 資料の入手方法

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口 [e-gov] (<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3 御意見の提出方法

御意見をまとめ、件名を「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露予防に関する技術上の指針案に係る意見」として電子メール、郵送又はFAXにて御提出ください。電話による御意見は受け付けておりません。

- 電子メールの場合（テキスト形式でお願いします。）
メールアドレス：asbestoshishin@mhlw.go.jp
- 郵送の場合
住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課あて

○ FAXの場合

FAX番号：03-3502-1598

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課あて

4 御意見の提出上の注意

御意見は日本語に限ります。個人の場合は氏名、住所、連絡先及び所属を、法人の場合は法人名、所在地及び連絡先を、それぞれ記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。また、提出していただいた御意見については、氏名、住所及び連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねます。